



つくばみらい市告示第9号

つくばみらい市特別融資制度推進会議要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年2月28日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市特別融資制度推進会議要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市特別融資制度推進会議要綱（平成18年つくばみらい市告示第96号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

行政機関等	つくばみらい市
	つくばみらい市議会
	つくばみらい市農業委員会
	茨城県農林水産部農業経営課
	茨城県県南農林事務所つくば地域農業改良普及センター
	茨城県青年農業者等育成センター
融資機関・保証機関	茨城みなみ農業協同組合
	日本政策金融公庫水戸支店
	農林中央金庫水戸推進室
	茨城県信用農業協同組合連合会
	茨城県農業信用基金協会
	第1条各号に定める資金を融資する銀行及び信用金庫
その他	税理士その他推進会議が必要と認めるもの

」を

行政機関等	つくばみらい市
	つくばみらい市農業委員会
	茨城県農林水産部農業経営課
	茨城県県南農林事務所つくば地域農業改良普及センター

融資機関・保証機関	茨城県農業経営・就農支援センター
	茨城みなみ農業協同組合
	日本政策金融公庫水戸支店
	農林中央金庫
	茨城県信用農業協同組合連合会
	茨城県農業信用基金協会
その他	第1条各号に定める資金を融資する銀行及び信用金庫
	税理士その他推進会議が必要と認めるもの

改める。 」に

第4条第10項中「第5の4(1)の①」を「第6の4(1)の①」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

茨城県農業経営・就農支援センター	茨城県農業経営・就農支援センター
茨城みなみ農業協同組合	茨城みなみ農業協同組合
日本政策金融公庫水戸支店	日本政策金融公庫水戸支店
農林中央金庫	農林中央金庫
茨城県信用農業協同組合連合会	茨城県信用農業協同組合連合会
茨城県農業信用基金協会	茨城県農業信用基金協会
第1条各号に定める資金を融資する銀行及び信用金庫	第1条各号に定める資金を融資する銀行及び信用金庫
税理士その他推進会議が必要と認めるもの	税理士その他推進会議が必要と認めるもの

茨城県農業経営・就農支援センター	茨城県農業経営・就農支援センター
茨城みなみ農業協同組合	茨城みなみ農業協同組合
日本政策金融公庫水戸支店	日本政策金融公庫水戸支店
農林中央金庫	農林中央金庫
茨城県信用農業協同組合連合会	茨城県信用農業協同組合連合会
茨城県農業信用基金協会	茨城県農業信用基金協会
第1条各号に定める資金を融資する銀行及び信用金庫	第1条各号に定める資金を融資する銀行及び信用金庫
税理士その他推進会議が必要と認めるもの	税理士その他推進会議が必要と認めるもの